

財政部
官

明治十五年五月廿日

第一局

主任

属

掛参議



書記官



別紙工部省何十四年度費用正債及紙幣増額ノ件ハ通常費ニ属スル正債ニ推テハ外國人高ヨリ五千五百万円ヲ減スルモ外國人他施設費及燈臺局貯蓄品代倉庫、拂入ホノ爲メ紙幣ヲ以テ六

二百五十四

甲三九二

大發

可

而七松者用增加其他興業營業起業ノ三費ニ於テ
外國人借債旅費原料内外物品購入代金等ノ正貨
於此方ニ於テ九日紙幣以銀五万五千四百七十兩増額
ヲ要スルヲ以テ右金款使用ノ高リ請求シテ正貨ノ公
營業資本金ノ中ヨリ可償ヲ以テ交換致度旨ニ有之
有之爲シ大蔵省副中ノ趣ハ事情ヲ得正貨ノ公債
歳出ニ關スル備ニ有之候得共正貨ノ備ハ歳入豫
算額ニ於テ不足相生候折柄ニ有之候旨
交換スルニ到底正貨ノ増加ハ他ニ購收セザルヲ得
サル儀ニ有之候費款節省致度因テ申出ノ金額

凡三分ノ一ヲ減シ七万九千兩ヲ以テ左様支辨致度
至五條儀均等ニ於テハ減額三万二千兩ニ紙幣ヲ以
テ増加セラレテハ稍多希ニ有之候旨其他紙幣増額ハ
減ハ何ノ道ノ裁宜致度ニ然ラズ有之
因テ抑テ外國ニ關スル諸費正貨支額ノ概ハ
其歲入ノ正貨豫算ニ基テ若廳一分賦五成ニ交
ル後考廳ノ正貨使用ノ高リ増額ノ不償ニ請求有
之共此ノ高リハ未ニ増加セラレテ以テ今ヨリ之ハ
當初ノ豫算額ヨリ多分ノ超過ニ至ルニ至ル之物ヲ
ハ此上正貨ノ増額ハ高リハ海軍費等ニ於テ有之

申請之趣を條儀として、自ら此の意を條、通の方より
田増加の便より多額より好むに依りて増額一
儀之同一通の間成り成り然れども外國人の利益に對し
鉄色存儀後諸君より多額より好むに依りて鉄色より
通の方より多額より好むに依りて通の方より多額より
款也

通の方より多額より

同一趣の三條の方より多額より好むに依りて
支拂ふに依りて、申出の趣より多額より好むに依りて
多額より好むに依りて、後條の趣より多額より好むに依りて

申出の通の方より多額より

江鉄色存儀後諸君より多額より好むに依りて
紅紙より多額より好むに依りて 明治十九年六月廿三日

支拂ふに依りて

多額より好むに依りて、申出の趣より多額より好むに依りて
自ら多額より好むに依りて、多額より好むに依りて、多額より好むに依りて
通の方より多額より好むに依りて、多額より好むに依りて、多額より好むに依りて
多額より好むに依りて、多額より好むに依りて、多額より好むに依りて

多額より好むに依りて

大文